

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 省略用語例

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例	省 略 用 語 例
この通達で使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。	この通達で使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。
法 …………… 法人税法	法 …………… 法人税法
令 …………… 法人税法施行令	令 …………… 法人税法施行令
規則 …………… 法人税法施行規則	規則 …………… 法人税法施行規則
措置法 …………… 租税特別措置法	措置法 …………… 租税特別措置法
措置法令 …………… 租税特別措置法施行令	措置法令 …………… 租税特別措置法施行令
措置法規則 …………… 租税特別措置法施行規則	措置法規則 …………… 租税特別措置法施行規則
通則法 …………… 国税通則法	通則法 …………… 国税通則法
通則法令 …………… 国税通則法施行令	通則法令 …………… 国税通則法施行令
通則法規則 …………… 国税通則法施行規則	通則法規則 …………… 国税通則法施行規則
耐用年数省令 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令	耐用年数省令 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
基本通達 …………… 法人税基本通達	基本通達 …………… 法人税基本通達
	<u>連結基本通達 …………… 連結納税基本通達</u>
	<u>連結措置法通達 …………… 租税特別措置法関係通達（連結納税編）</u>
耐用年数通達 …………… 耐用年数の適用等に関する取扱通達	耐用年数通達 …………… 耐用年数の適用等に関する取扱通達

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小企業者</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p>.....</p> <p>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小企業者</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 42 条の 12 の 5 《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》 関係	第 42 条の 12 の 5 《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》 関係
第 42 条の 12 の 6 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 6 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 7 《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の 特別控除》関係	第 42 条の 12 の 7 《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の 特別控除》関係
第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第 43 条 《特定船舶の特別償却》関係	第 43 条 《特定船舶の特別償却》関係
第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係	第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係
第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係	第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係
第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係
第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係	第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係
第 44 条の 4 《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係	第 44 条の 4 《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係
第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係	第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係
第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係	第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係
第 46 条 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償 却》関係	第 46 条の 2 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増 償却》関係
第 46 条の 2 《輸出事業用資産の割増償却》関係	第 46 条の 2 《輸出事業用資産の割増償却》関係
第 47 条 《特定都市再生建築物の割増償却》関係	第 47 条 《特定都市再生建築物の割増償却》関係
第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係	第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係
第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係	第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係
第 2 章 準備金等	第 2 章 準備金等

改 正 後	改 正 前
<p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係 <u>第 56 条</u> (中小企業事業再編投資損失準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>.....</p>	<p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係 <u>第 55 条の 2</u> (中小企業事業再編投資損失準備金) 関係 <u>第 56 条</u> (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>.....</p>
<p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 64 条～<u>第 66 条</u> (共通事項) 関係 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲 第 2 款 補償金の範囲等 第 3 款 圧縮記帳等の計算 第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2 (収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係</p>	<p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 64 条～<u>第 66 条の 2</u> (共通事項) 関係 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲 第 2 款 補償金の範囲等 第 3 款 圧縮記帳等の計算 第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2 (収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 65 条の 4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の 4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 その他	第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 その他
<u>第 65 条の 6 《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係</u>	
第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 事業の用に供したことの意義等 第 3 款 圧縮限度額の計算等 第 4 款 特別勘定 第 5 款 その他	第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 事業の用に供したことの意義等 第 3 款 圧縮限度額の計算等 第 4 款 特別勘定 第 5 款 その他
第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係	第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係
	第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係 第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 その他
<u>第 66 条の 2 《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係</u>	<u>第 66 条の 2 の 2 《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係</u>
.....

改 正 後	改 正 前
<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 (技術研究組合の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 11 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p><u>第 66 条の 11 の 2 (特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例) 関係</u></p> <p>第 66 条の 13 (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条 (社会保険診療報酬の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 3 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>	<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 (技術研究組合の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 11 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 13 (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条 (社会保険診療報酬の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 3 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>

三 第 42 条の 3 の 2 (中小企業者等の法人税率の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者等の年 800 万円以下の所得金額の端数計算)</p> <p>42 の 3 の 2-1 措置法第 42 条の 3 の 2 第 4 項に規定する事業年度が 1 年に満たない同条第 1 項の表の第 3 号及び第 4 号に掲げる法人(同条第 3 項第 2 号に規定する協同組合等又は同項第 4 号に規定する法人を除く。)が、同条第 1 項(同表の第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合において、同条第 4 項に規定する「800 万円を 12 で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる金額より多いときは、これを切り上げる。</p>	<p>(中小企業者等の年 800 万円以下の所得金額の端数計算)</p> <p>42 の 3 の 2-1 措置法第 42 条の 3 の 2 第 3 項に規定する事業年度が 1 年に満たない第 1 項の表の第 3 号及び第 4 号に掲げる法人が、同項(同表の第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合において、同条第 3 項に規定する「800 万円を 12 で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる金額より多いときは、これを切り上げる。</p>

四 第 42 条の 4 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究の意義)</p> <p>42 の 4(1)-1 措置法第 42 条の 4 第 19 項第 1 号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明に係るものも含まれる。</p> <p>(試験研究に含まれないもの)</p> <p>42 の 4(1)-2 措置法第 42 条の 4 第 19 項第 1 号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。</p>	<p>(試験研究の意義)</p> <p>42 の 4(1)-1 措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明に係るものも含まれる。</p> <p>(試験研究に含まれないもの)</p> <p>42 の 4(1)-2 措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。</p>

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
(9)	(9)
(10)	(10)
(11)	(11)
(12)	(12)
(13)	(13)
(14)	(14)
(15)	(15)
<p>(研究開発費として損金経理をした金額の範囲)</p> <p>42の4(1)-3 措置法第42条の4第19項第1号イ(1)の「研究開発費として損金経理」をした金額には、研究開発費の科目をもって経理を行っていない金額であっても、法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものが含まれるものとする。</p> <p>(新たな役務の意義)</p> <p>42の4(1)-4 措置法第42条の4第19項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号イ(2)の「新たな役務」</p>	<p>(研究開発費として損金経理をした金額の範囲)</p> <p>42の4(1)-3 措置法第42条の4第8項第1号イ(1)の「研究開発費として損金経理」をした金額には、研究開発費の科目をもって経理を行っていない金額であっても、法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものが含まれるものとする。</p> <p>(新たな役務の意義)</p> <p>42の4(1)-4 措置法第42条の4第8項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号イ(2)の「新たな役務」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に該当するかどうかは、その役務を提供する法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。</p> <p>(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)</p> <p>42 の 4 (1) -5 法人が従前に提供している役務がある場合において、当該法人が提供する役務が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 1 号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該法人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該法人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。</p> <p>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</p> <p>42 の 4 (1) -6 サービス設計工程(措置法令第 27 条の 4 第 6 項各号に掲げるものをいう。以下同じ。)の全てが行われるかどうかは、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該事業年度に完了していない場合又は当該事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4 (2) -1 措置法第 42 条の 4 の規定の適用上、同条第 19 項第 1 号に規定する試験研究費の額(以下「試験研究費の額」という。)の計算上控除される同</p>	<p>に該当するかどうかは、その役務を提供する法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。</p> <p>(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)</p> <p>42 の 4 (1) -5 法人が従前に提供している役務がある場合において、当該法人が提供する役務が措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該法人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該法人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。</p> <p>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</p> <p>42 の 4 (1) -6 サービス設計工程(措置法令第 27 条の 4 第 3 項各号に掲げるものをいう。以下同じ。)の全てが行われるかどうかは、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該事業年度に完了していない場合又は当該事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4 (2) -1 措置法第 42 条の 4 の規定の適用上、同条第 8 項第 1 号に規定する試験研究費の額(以下「試験研究費の額」という。)の計算上控除される同号</p>

改 正 後	改 正 前
<p>号の「他の者……から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>42の4(2)ー2 措置法第42条の4の規定の適用上、適用年度（同条第19項第3号に規定する適用年度をいう。）、比較年度（同項第5号の<u>適用年度開始の日</u>の3年前の日から同項第3号に規定する適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度をいう。以下同じ。）及び基準事業年度（同項第6号の2に規定する基準事業年度をいう。以下同じ。）の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p> <p>(試験研究費の額に含まれる人件費の額)</p> <p>42の4(2)ー3 試験研究費の額に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第27条の4第6項に規定する試験研究にあっては、措置法規則第20条第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p>	<p>の「他の者……から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>42の4(2)ー2 措置法第42条の4の規定の適用上、適用年度（同条第8項第3号に規定する適用年度をいう。）、比較年度（同項第5号の<u>適用年度開始の日</u>前3年以内に開始した各事業年度」又は「3年以内連結事業年度」をいう。以下同じ。）及び基準事業年度（同項第6号の2に規定する基準事業年度をいう。以下同じ。）の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p> <p>(試験研究費の額に含まれる人件費の額)</p> <p>42の4(2)ー3 試験研究費の額に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第27条の4第3項に規定する試験研究にあっては、措置法規則第20条第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4(2)－4 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第27条の4第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の4(3)－1 <u>次に掲げる判定(以下「中小判定」という。)は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) 措置法第42条の4第4項から第6項までの規定の適用上、法人が中小企業者(同条第19項第7号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に該当するかどうかの判定 <u>次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</u></p> <p>イ <u>通算法人以外の法人 当該法人の当該事業年度終了の時の現況による。</u></p> <p>ロ <u>通算法人 当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同条第4項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下「適用事業年度」という。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該適用事業年度終了の時の現況による。</u></p> <p>(2) 措置法規則第20条第18項又は第26項の規定の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかの判定 <u>次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</u></p> <p>イ <u>通算法人以外の法人 当該法人の措置法令第27条の4第32項第2号又</u></p>	<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4(2)－4 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第27条の4第3項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>42の4(3)－1 措置法第42条の4第4項から第6項までの規定の適用上、法人が中小企業者(同条第8項第7号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に該当するかどうかの判定は、<u>当該事業年度終了の時の現況によるものとする。</u></p> <p>また、措置法規則第20条第18項又は第26項の規定の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかの判定は、<u>措置法令第27条の4第27項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>は第 8 号に規定する契約又は協定の締結時の現況による。</p> <p><u>ロ 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次の(イ)の時及び(ロ)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(イ)の時の現況による。</u></p> <p><u>(イ) 当該通算法人に係る措置法令第 27 条の 4 第 32 項第 2 号又は第 8 号に規定する契約又は協定の締結時</u></p> <p><u>(ロ) 当該通算法人の措置法第 42 条の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p><u>(注) (1)ロ及び(2)ロの取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p><u>42 の 4 (3) - 2 措置法令第 27 条の 4 第 25 項の規定により中小企業者に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の</u></p>	<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>42 の 4 (3) - 1 の 2 法人が適用除外事業者(措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、同号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第 27 条の 4 第 22 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 23 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p><u>42 の 4 (3) - 2 措置法令第 27 条の 4 第 21 項の規定により中小企業者に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>法人については、同項各号に掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小企業者に該当することに留意する。</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の4(3)-3 措置法令第27条の4第25項の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42の4(3)-4 出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等について、<u>措置法令第27条の4第25項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以下であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</u></p> <p>(事業年度中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の4(4)-1 <u>措置法令第27条の4第32項第3号から第5号まで又は第9号から第13号までの規定の適用上、法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権(以下「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、当該法人の事業年度中途において同項第3号若しくは第10号に規定する新事業開拓事業者等(以下「新事業開拓事業者等」という。)、同項第4号若しくは第11号に規定する成果活用促進事業者(以下「成果活用促進事業者」という。)、同項第5号若しくは第12号に</u></p>	<p>法人については、同項各号に掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小企業者に該当することに留意する。</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の4(3)-3 <u>措置法令第27条の4第21項の「常時使用する従業員の数」は、</u>常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42の4(3)-4 出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等について、<u>措置法令第27条の4第21項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以下であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</u></p> <p>(事業年度中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の4(4)-1 <u>措置法令第27条の4第27項第3号から第5号まで又は第9号から第13号までの規定の適用上、法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権(以下「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、当該法人の事業年度中途において同項第3号若しくは第10号に規定する新事業開拓事業者等(以下「新事業開拓事業者等」という。)、同項第4号若しくは第11号に規定する成果活用促進事業者(以下「成果活用促進事業者」という。)、同項第5号若しくは第12号に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定する他の者（以下「他の者」という。）又は同項第9号若しくは第13号に規定する特定中小企業者等（以下「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、<u>措置法第42条の4第19項第10号</u>に規定する特別試験研究費の額（以下「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42の4(4)－4 移転事業 (<u>措置法令第27条の4第14項</u>に規定する移転事業をいう。以下同じ。)と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額がある場合における<u>同項</u>に規定する合理的な方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p>同条<u>第21項</u>に規定する売上金額及び試験研究費の額並びに同条<u>第37項</u>に規定する売上金額についても、同様とする。</p> <p>(注)</p> <p><u>(通算親法人が合併以外の事由による解散をした場合の通算子法人の適用関係)</u></p> <p>42の4(4)－5 通算親法人が解散 (合併による解散を除く。)をした場合における当該通算親法人に係る通算子法人の当該解散の日の属する事業年度については、<u>措置法第42条の4第8項</u> (同条第18項において準用する場合を含む。)の規定の適用はなく、同条第1項若しくは第4項又は第7項の規定の適用があ</p>	<p>規定する他の者（以下「他の者」という。）又は同項第9号若しくは第13号に規定する特定中小企業者等（以下「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、<u>措置法第42条の4第8項第10号</u>に規定する特別試験研究費の額（以下「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42の4(4)－4 移転事業 (<u>措置法令第27条の4第10項</u>に規定する移転事業をいう。以下同じ。)と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額 (<u>連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度の措置法第68条の9第8項第1号</u>に規定する試験研究費の額。以下同じ。)がある場合における<u>措置法令第27条の4第10項</u>に規定する合理的な方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p>同条<u>第17項</u>に規定する売上金額及び試験研究費の額並びに同条<u>第31項</u>に規定する売上金額についても、同様とする。</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ることに留意する。</u></p> <p><u>(試験研究費の額又は特別試験研究費の額を有しない通算法人に係る適用関係)</u></p> <p><u>42の4(4)－6 通算法人の措置法第42条の4第8項第2号に規定する適用対象事業年度における同条の規定の適用に当たっては、それぞれ次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該通算法人に同条第19項第1号に規定する試験研究費の額がない場合であっても、同条第8項第2号に定めるところにより、同条第1項又は第4項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>(2) 当該通算法人に同条第7項に規定する特別試験研究費の額がない場合であっても、同条第18項において準用する同条第8項第2号に定めるところにより、同条第7項の規定の適用がある。</u></p>	<p>(新 設)</p>

五 第42条の5～第48条((共通事項))関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</u></p> <p><u>42の5～48(共)－2 法人が、その有する減価償却資産又は繰延資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の11の3第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、第42条の12の7第1項から第3項まで及び第43条から第48条までの規定による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額若しくは同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却</u></p>	<p><u>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</u></p> <p><u>42の5～48(共)－2 法人が、その有する減価償却資産又は繰延資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の11の3第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、第42条の12の7第1項から第3項まで及び第43条から第48条までの規定(同法第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の14の3第1項、第68条の15第1項、第68条の15の5第1項、第68条の15の6の2第1項、第68条の15の7第1項から第3項まで、第68条の16から第68条の20まで、第68条の24、第68条の27、</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>等に係る措置法第 52 条の 3 の規定による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産又は繰延資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、第 42 条の 12 の 7 (第 2 項及び第 5 項に係る部分を除く。) <u>及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 第 1 項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等 (適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。)</u> による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件 (適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。) を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>(注) 1 2</p>	<p><u>第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定を含む。)</u> による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第 52 条の 2 第 1 項 <u>(同法第 68 条の 40 第 1 項を含む。)</u> に規定する特別償却不足額若しくは措置法第 52 条の 2 第 4 項(同法第 68 条の 40 第 4 項を含む。) に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第 52 条の 3 の規定 <u>(同法第 68 条の 41 の規定を含む。)</u> による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産又は繰延資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、第 42 条の 12 の 7 (第 2 項及び第 5 項に係る部分を除く。)、<u>第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 第 1 項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等 (適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。)</u> による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件 (適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。) を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>(注) 1 2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付又は保存)</p> <p>42 の 5～48(共)－5</p>	<p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付)</p> <p>42 の 5～48(共)－5</p>

六 第 42 条の 6 ((中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等 (以下「中小企業者等」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして同項に規定する指定事業の用 (以下「指定事業の用」という。) に供した特定機械装置等 (同項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下同じ。) については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注)</p> <p><u>(通算法人に係る中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</u></p> <p>42 の 6-1 の 2 <u>通算法人に係る措置法第 42 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、当該通算法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者</u></p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等 (以下「中小企業者等」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして同項に規定する指定事業の用 (以下「指定事業の用」という。) に供した特定機械装置等 (同項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 42 の 6-8 までにおいて同じ。) については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、当該通算法人及び他の通算法人（次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該通算法人が特定機械装置等の取得等をした日</u></p> <p>(2) <u>当該通算法人が当該特定機械装置等を指定事業の用に供した日</u></p> <p>(3) <u>当該通算法人の措置法第 42 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p><u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(註) 本文の取扱いは、当該通算法人が同項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定（措置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者又は同項第 8 号の 2 に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）について準用する。</u></p> <p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 6—10 法人が特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第 42 条の 6 第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 6—10 法人が措置法第 42 条の 6 第 1 項（同法第 68 条の 11 第 1 項を含む。）に規定する特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。</u>以下 42 の 6—10 において「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第 42 条の 6 第 2 項（<u>同法第 68 条の 11 第 2 項を含む。</u>）に規定する税額控除限度額の修</p>

改 正 後	改 正 前
	正を行うものとする。

七 第 42 条の 9 ((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>42 の 9-1 措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する生産等設備は、措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 2 号から第 5 号までの第 3 欄に掲げる電気通信業、<u>製造業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項若しくは第 9 項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。</u>したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>(一の設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>42 の 9-1 の 2 <u>措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備又は同項第 2 号若しくは第 3 号の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第 42 条の 9 第 1 項に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の設備又は一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定(当該他の特別償却等の規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定を含む。以下同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。</u></p>	<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>42 の 9-1 措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 2 号イ及びロに規定する生産等設備は、措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 2 号から第 5 号までの第 2 欄に掲げる電気通信業、<u>製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 27 条の 9 第 4 項、第 6 項若しくは第 9 項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。</u>したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>42の9-2 措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号イ若しくは第3号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円若しくは500万円を超えるかどうか又は同項第2号ロ若しくは第3号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>42の9-4 措置法第42条の9第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等(同項に規定する工業用機械等をいう。以下同じ。)の取得(製作又は建設を含む。以下同じ。)についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等の取得に該当するものとする。</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得をした工業用機械等</p> <p>(2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得をした場合で、その取得により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>42の9-2 措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>42の9-4 措置法第42条の9第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等(以下42の9-11までにおいて「工業用機械等」という。)の取得等に該当するものとする。</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした工業用機械等</p> <p>(2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>42 の 9-5</u> 措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 4 号の第 4 欄及び措置法令第 27 条の 9 第 8 項第 2 号の工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</p> <p><u>同条第 6 項、第 8 項第 2 号及び第 10 項の作業場用の建物及びその附属設備</u>についても、同様とする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(<u>工場用、作業場用等</u>とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>42 の 9-6</u> 一の建物が工場用、<u>作業場用等</u>とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、<u>工場用、作業場用等</u>に供されている部分について措置法第 42 条の 9 第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</p> <p>(1) <u>工場用、作業場用等</u>とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が<u>工場用、作業場用等</u>に供されているものとすることができる。</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p><u>42 の 9-6 の 2</u> <u>措置法令第 27 条の 9 第 8 項第 1 号イ(1)</u>に規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p><u>42 の 9-5</u> 措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の<u>第 3 号又は第 4 号</u>に規定する工場用（以下 42 の 9-6 までにおいて「工場用」という。）の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</p> <p><u>措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備</u>についても、同様とする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(<u>工場用又は作業場用等</u>とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>42 の 9-6</u> 一の建物が工場用<u>又は作業場用等</u>とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、<u>工場用又は作業場用等</u>に供されている部分について措置法第 42 条の 9 第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</p> <p>(1) <u>工場用又は作業場用等</u>とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が<u>工場用又は作業場用等</u>に供されているものとすることができる。</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p><u>42 の 9-6 の 2</u> <u>措置法令第 27 条の 9 第 7 項第 1 号イ</u>に規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>42の9-6の3 措置法令第27条の9第8項第1号イ(1)の「専ら開発研究(……)の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>42の9-6の4 法人が、その取得をした器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>42の9-7 措置法第42条の9第1項の表の各号の第4欄に掲げる建物の附属設備並びに措置法令第27条の9第4項、第8項第2号及び第10項に規定する建物の附属設備は、これらの建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうか等の判定)</p>	<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>42の9-6の3 措置法令第27条の9第7項第1号イに規定する「専ら開発研究(……)の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>42の9-6の4 法人が、その取得又は製作をした措置法第42条の9第1項の表の第3号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>42の9-7 措置法第42条の9第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備並びに措置法令第27条の9第5項、第8項及び第10項に規定する建物の附属設備は、これらの建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>(取得価額の合計額が20億円等を超えるかどうか等の判定)</p>

改 正 後

42 の 9-8 措置法第 42 条の 9 の規定の適用上、同条第 1 項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。

措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号イ若しくは第 3 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか又は同項第 2 号ロ若しくは第 3 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

42 の 9-9 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が 20 億円を超えるものを 2 以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 20 億円を超えることとなる事業年度 (以下「超過事業年度」という。)における措置法第 42 条の 9 第 1 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。

(算式)

$$\left[20 \text{ 億円} - \begin{array}{l} \text{超過事業年度前の各事} \\ \text{業年度において事業の} \\ \text{用に供した工業用機械} \\ \text{等の取得価額の合計額} \\ \text{(注)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}$$

(注)

改 正 前

42 の 9-8 措置法第 42 条の 9 の規定の適用上、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。

措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

42 の 9-9 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が 20 億円を超えるものを 2 以上の事業年度 (それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度)において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 20 億円を超えることとなる事業年度 (以下 42 の 9-9 において「超過事業年度」という。)における措置法第 42 条の 9 第 1 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。

(算式)

$$\left[20 \text{ 億円} - \begin{array}{l} \text{超過事業年度前の各事} \\ \text{業年度(注 1)において} \\ \text{事業の用に供した工業} \\ \text{用機械等の取得価額の} \\ \text{合計額(注 2)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過事業年度において事} \\ \text{業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}$$

(注 1) その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度と

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>42の9-10 <u>措置法第42条の9第1項の表の各号の第1欄に掲げる事業者</u>(以下「<u>認定事業者</u>」という。)である法人が<u>同表の各号の第2欄に掲げる区域内</u>(以下「<u>沖縄の特定地域内</u>」という。)において行う事業が<u>同表の各号の第3欄に掲げる事業</u>(以下「<u>指定事業</u>」という。)に該当するかどうかは、当該沖縄の特定地域内にある事業所ごとに判定する。この場合において、<u>認定事業者である協同組合等が当該沖縄の特定地域内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得</u>をしたときは、当該工業用機械等は指定事業の用に供されているものとする。</p> <p>④1 例えば建設業を営む<u>認定事業者である法人</u>が当該沖縄の特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る<u>製造業</u>に該当する。</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42の9-11 <u>認定事業者である法人</u>が、自己の下請業者で沖縄の特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が下請業者の当該沖縄の特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したもの</p>	<p><u>する。以下注書2において同じ。</u></p> <p><u>2</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>42の9-10 法人が<u>措置法第42条の9第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区内</u>(以下<u>42の9-11までにおいて「沖縄の特定地域内」</u>という。)において行う事業が<u>同項の表の各号の第2欄に掲げる事業</u>(以下<u>42の9-11までにおいて「指定事業」</u>という。)に該当するかどうかは、当該沖縄の特定地域内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該沖縄の特定地域内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の<u>取得等</u>をしたときは、当該工業用機械等は指定事業の用に供されているものとする。</p> <p>④1 例えば建設業を営む法人が当該沖縄の特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る<u>製造の事業</u>に該当する。</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42の9-11 法人が、自己の下請業者で沖縄の特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が下請業者の当該沖縄の特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したものとして取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>として取り扱う。</p> <p>㊦ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第42条の9第1項の表の<u>第3号又は第4号の第3欄に掲げる製造業</u>に該当しない。</p> <p>(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の9-12 法人が工業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該工業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった工業用機械等に係る措置法第42条の9第1項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>㊦ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第42条の9第1項の表の<u>第2欄に掲げる製造の事業</u>に該当しない。</p> <p>(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の9-12 法人が<u>措置法第42条の9第1項(同法第68条の13第1項を含む。)</u>に規定する工業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が<u>連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。</u>以下42の9-12において「供用年度」という。)後の事業年度において当該工業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった工業用機械等に係る措置法第42条の9第1項(同法第68条の13第1項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

八 第42条の10(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の10-8 法人が措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等を特定事業の用に供した日を含む事業年度(以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る<u>同条第2項</u>に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の10-8 法人が措置法第42条の10第1項(同法第68条の14第1項を含む。)に規定する特定機械装置等を特定事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が<u>連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。</u>以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等</p>

改 正 後	改 正 前
	に係る措置法第 42 条の 10 第 2 項（同法第 68 条の 14 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

九 第 42 条の 11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 11-8 法人が措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する特定機械装置等を特定国際戦略事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る同条第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 11-8 法人が措置法第 42 条の 11 第 1 項（<u>同法第 68 条の 14 の 2 第 1 項を含む。</u>）に規定する特定機械装置等を特定国際戦略事業の用に供した日を含む事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。</u>以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第 42 条の 11 第 2 項（同法第 68 条の 14 の 2 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

十 第 42 条の 11 の 2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与）</p> <p>42 の 11 の 2-4 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等（以下「特定事業用機械等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域</p>	<p>（承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与）</p> <p>42 の 11 の 2-4 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等（以下 <u>42 の 11 の 2-7 までにおいて</u>「特定事業用機械等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</p> <p>（2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）</p> <p>42の11の2-6 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が80億円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて80億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第42条の11の2第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。</p> <p>（算式）</p> $\left[80 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額 (注1)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$ <p>②1</p> <p>.....</p> <p><u>2</u></p>	<p>業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</p> <p>（2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）</p> <p>42の11の2-6 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が80億円を超えるものを2以上の事業年度（<u>それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度</u>）において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて80億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第42条の11の2第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。</p> <p>（算式）</p> $\left[80 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度 (注1) において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額 (注2)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$ <p>②1 <u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書2において同じ。</u></p> <p><u>2</u></p> <p><u>3</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 11 の 2-7 ……………</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（<u>法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの</u>）を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 特定事業用機械等の供用年度において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（<u>当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。</u>）で、法人が、措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において<u>法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p> <p>(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 11 の 2-8 <u>供用年度後の事業年度において特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業</u></p>	<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 11 の 2-7 ……………</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下 <u>42 の 11 の 2-7</u>において「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 特定事業用機械等の供用年度において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、<u>当該連結事業年度</u>）において<u>基本通達 10-2-2（連結基本通達 9-2-3 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p>(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 11 の 2-8 <u>法人が措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項（同法第 68 条の 14 の 3 第 1 項を含む。）に規定する特定事業用機械等を承認地域経済牽引事業の用に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>用機械等に係る措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p><u>供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項（同法第 68 条の 14 の 3 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>

十一 第 42 条の 11 の 3（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>42 の 11 の 3-2 <u>措置法令第 27 条の 11 の 3 の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人</u> <u>当該法人の措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日並びに当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況による。</u></p> <p>(2) <u>通算法人</u> <u>当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。</u></p> <p>イ <u>当該通算法人が同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日</u></p> <p>ロ <u>当該通算法人が当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供</u></p>	<p>（中小企業者であるかどうかの判定）</p> <p>42 の 11 の 3-2 <u>措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、法人が措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）は、措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>した日</u></p> <p><u>ハ 当該通算法人の同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p><u>（注）通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定）</p> <p>42の11の3-3 措置法令第27条の11の3に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が<u>2,500万円以上</u>（同条に規定する中小企業者にあつては1,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の11の3-4(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（42の11の3-4(2)に掲げる場合にあつては、42の11の3-4(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</p> <p>42の11の3-4 ……………</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定建物等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第</p>	<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定）</p> <p>42の11の3-3 措置法令第27条の11の3に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が<u>2,000万円以上</u>（同条に規定する中小企業者にあつては1,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の11の3-4(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（42の11の3-4(2)に掲げる場合にあつては、42の11の3-4(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</p> <p>42の11の3-4 ……………</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下<u>42の11の3-4</u>において「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定建物等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（<u>法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの</u>）を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 特定建物等の供用年度において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（<u>当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。</u>）で、法人が、措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において<u>法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p> <p>（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 11 の 3-5 <u>供用年度後の事業年度において特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 特定建物等の供用年度において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）において<u>基本通達 10-2-2（連結基本通達 9-2-3 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p>（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 11 の 3-5 <u>法人が特定建物等（措置法第 68 条の 15 第 1 項に規定する特定建物等を含む。）を事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項（<u>同法第 68 条の 15 第 2 項を含む。</u>）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>

十二 第 42 条の 12 の 2（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(控除対象通算適用前欠損調整額等のうち控除されなかった金額を明らかにする書類)</p> <p>42の12の2-1 措置法令第27条の12の2第3項に規定する「当該金額を明らかにする書類」には、例えば、地方税法施行規則第六号様式別表二から第六号様式別表二の八まで又は第二十号様式別表二から第二十号様式別表二の八までの控えの写しが該当する。</p>	<p>(控除対象個別帰属調整額等のうち控除されなかった金額を明らかにする書類)</p> <p>42の12の2-1 措置法令第27条の12の2第3項に規定する「当該金額を明らかにする書類」には、例えば、地方税法施行規則第六号様式別表二、別表二の二及び別表二の三又は第二十号様式別表二、別表二の二及び別表二の三の控えの写しが該当する。</p>

十三 第42条の12の4 ((中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の12の4-1 措置法第42条の12の4第1項又は第2項の規定の適用上、法人が措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下「中小判定」という。)は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人</u> 当該法人の措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等(以下「特定経営力向上設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び当該特定経営力向上設備等を事業の用に供した日の現況による。</p> <p>(2) <u>通算法人</u> 当該通算法人及び他の通算法人(次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該イ及びロの日の現況による。</p> <p>イ 当該通算法人が特定経営力向上設備等の取得等をした日</p> <p>ロ 当該通算法人が当該特定経営力向上設備等を事業の用に供した日</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>42の12の4-1 措置法第42条の12の4第1項又は第2項の規定の適用上、法人が同条第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(措置法第42条の4第8項第8号に規定する適用除外事業者(以下「適用除外事業者」という。)に該当するかどうかの判定を除く。)は、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等(以下42の12の4-9までにおいて「特定経営力向上設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p>㊦ <u>法人が同条第2項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定(適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>についても同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ハ <u>当該通算法人の措置法第42条の12の4第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p>(注)1 <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>本文及び注書1の取扱いは、当該法人が同項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定（措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）について準用する。</u></p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42の12の4-9</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（<u>法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの</u>）を控除した金額</p> <p>(注)1</p> <p>2 特定経営力向上設備等の供用年度において、当該特定経営力向上設備等</p>	<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42の12の4-9</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度（以下<u>42の12の4-9</u>において「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</p> <p>(注)1</p> <p>2 特定経営力向上設備等の供用年度において、当該特定経営力向上設備等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合 <u>(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。)</u> で、法人が、措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において <u>法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p> <p>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 12 の 4-10 <u>供用年度後の事業年度において特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を <u>上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> において <u>基本通達 10-2-2 (連結基本通達 9-2-3 を含む。)</u> の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 12 の 4-10 <u>法人が措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項(同法第 68 条の 15 の 5 第 1 項を含む。)</u> に規定する特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した日 <u>を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。)</u> 後の事業年度において <u>当該特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項(同法第 68 条の 15 の 5 第 2 項を含む。)</u> に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

十四 第 42 条の 12 の 5 ((給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p>42 の 12 の 5-1 <u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項の「常時使用する従業員の数」</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その業務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p><u>（公益法人等の従業員の範囲）</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-1 の 2</u> 資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上である公益法人等について、措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項の規定により常時使用する従業員の数が 1,000 人以上であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</p> <p><u>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-1 の 3</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人</u> 当該法人の措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(2) <u>通算法人</u> 当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の適用事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(注) <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人</u> のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定について</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>（中小企業者であるかどうかの判定）</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-1</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況によるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ても、同様とする。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p><u>42 の 12 の 5-1 の 4</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 3 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）に記載された支給額（措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 2 号の<u>国内雇用者</u>において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として<u>同項第 4 号及び第 5 号並びに第 9 号及び第 10 号</u>の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42 の 12 の 5-2</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号から第 6 号まで、<u>第 9 号及び第 10 号</u>の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(雇用安定助成金額の範囲)</p> <p><u>42 の 12 の 5-2 の 2</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号及び第 6 号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業と</p>	<p><u>42 の 12 の 5-1 の 2</u> 削 除</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p><u>42 の 12 の 5-1 の 3</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 3 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）に記載された支給額（措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 2 号の<u>国内新規雇用者又は同項第 9 号の国内雇用者</u>において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として<u>同項第 4 号から第 6 号まで並びに第 10 号及び第 11 号</u>の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42 の 12 の 5-2</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号から第 6 号まで<u>及び第 10 号から第 12 号まで</u>の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(雇用安定助成金額の範囲)</p> <p><u>42 の 12 の 5-2 の 2</u> 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が</p>

改 正 後	改 正 前
<p>して支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p>42 の 12 の 5-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号及び第 5 号並びに第 9 号及び第 10 号の「給与等の支給額」に含まれる。この場合において、当該出向者が当該出向元法人において雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に該当するときは、当該出向者は当該出向先法人において一般被保険者に該当するものとして、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号の<u>継続雇用者給与等支給額及び同項第 5 号の継続雇用者比較給与等支給額</u>を算定する。</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>42 の 12 の 5-4 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号及び第 5 号並びに第 9 号及び第 10 号の「給与等の支給額」は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。</p>	<p>行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p>42 の 12 の 5-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号から第 6 号まで並びに第 10 号及び第 11 号の「給与等の支給額」に含まれる。この場合において、当該出向者が当該出向元法人において雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に該当するときは、当該出向者は当該出向先法人において一般被保険者に該当するものとして、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 5 号の<u>新規雇用者給与等支給額及び同項第 6 号の新規雇用者比較給与等支給額</u>を算定する。</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>42 の 12 の 5-4 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号から第 6 号まで並びに第 10 号及び第 11 号の「給与等の支給額」は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。</p>

十五 第 42 条の 12 の 6 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 12 の 6-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等 (以下「国庫補助金等」という。) の交付予定金額 (法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの) を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合 (当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。) で、法人が、措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</p>	<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 12 の 6-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等 (以下「国庫補助金等」という。) の交付予定金額を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) において基本通達 10-2-2 (連結基本通達 9-2-3 を含む。) の取扱いの適用はないことに留意する。</p>

十六 第 42 条の 12 の 7 (事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p>	<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>42の12の7-4 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（<u>法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの</u>）を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」という。）の供用年度において、当該情報技術事業適応設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（<u>当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。</u>）で、法人が、措置法第42条の12の7第4項の規定による税額控除限度額又は同条第6項の規定による生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において<u>法第42条又は第44条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p>	<p>42の12の7-4 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」という。）の供用年度において、当該情報技術事業適応設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の7第4項の規定による税額控除限度額又は同条第6項の規定による生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）において<u>基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>

十七 第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係

改 正 後	改 正 前
（中小企業者であるかどうかの判定の時期）	（中小企業者であるかどうかの判定）

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 13-2 <u>措置法第 42 条の 13 第 5 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 42 条の 13 第 5 項に規定する対象年度（以下「対象年度」という。）終了の時の現況による。</u></p> <p>(2) <u>通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の対象年度終了の時の現況による。</u></p> <p>(注) <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p style="text-align: right;">（廃 止）</p>	<p>42 の 13-2 <u>措置法第 42 条の 13 第 6 項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）は、措置法第 42 条の 13 第 6 項に規定する対象年度（以下「対象年度」という。）終了の時の現況によるものとする。</u></p> <p><u>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</u></p> <p>42 の 13-3 <u>措置法第 42 条の 13 第 6 項第 1 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</u></p> <p>(1) <u>補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p>(2) <u>(1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められて</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p><u>42の13-3 措置法第42条の13第5項第1号イ(1)の「常時使用する従業員の数」</u> は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に 常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定すること に留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労務に 従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の 数」に含めるものとする。</p> <p><u>同条第7項第3号に規定する「常時使用する従業員の数」についても、同様 とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>いるもの</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した 場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給 与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給 することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向 者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法 人の負担すべき給与に相当する金額</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(雇用安定助成金額の範囲)</u></p> <p><u>42の13-4 措置法第42条の13第6項第1号イの「国又は地方公共団体から受 ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成 金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。</u></p> <p><u>(1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額</u></p> <p><u>(2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体か ら支給される助成金の額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(公益法人等の従業員の範囲)</u></p> <p><u>42 の 13-4 資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上である公益法人等について、措置法第 42 条の 13 第 5 項第 1 号イ(1)の規定により常時使用する従業員の数が 1,000 人以上であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</u></p> <p><u>(国内資産の内外判定)</u></p> <p><u>42 の 13-5 措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号イに規定する国内資産（以下「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産（令第 13 条第 8 号に掲げる無形固定資産をいう。）が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p><u>(国内事業供用が見込まれる場合の国内資産の判定)</u></p> <p><u>42 の 13-6 措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号イの規定の適用上、法人の有する資産が対象年度終了の日において当該法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(国内資産の内外判定)</u></p> <p><u>42 の 13-5 措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イに規定する国内資産（以下「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産（令第 13 条第 8 号に掲げる無形固定資産をいう。）が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p><u>(国内事業供用が見込まれる場合の国内資産の判定)</u></p> <p><u>42 の 13-6 措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イの規定の適用上、法人の有する資産が対象年度終了の日において当該法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 13-7 法人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合の当該資本的支出に係る金額は、42 の 13-10 ただし書の適用があるものを除き、<u>措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号イ</u>に掲げる金額（以下「国内設備投資額」という。）に含まれるものとする。</p> <p>（圧縮記帳をした国内資産の取得価額）</p> <p>42 の 13-8 法人の有する国内資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合における<u>措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号イ</u>の「国内資産……で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額」は、その圧縮記帳前の実際の取得価額（42 の 13-10 ただし書の適用があるものにあつては、その圧縮記帳前の実際の取得価額から同通達の「当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額」を控除した金額）によるものとする。</p> <p>（贈与による取得があつたものとされる場合の適用除外）</p> <p>42 の 13-9 <u>措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号イ</u>の規定により、贈与による取得は同号イの取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>（償却費として損金経理をした金額）</p> <p>42 の 13-10 <u>措置法第 42 条の 13 第 5 項第 2 号ロ</u>の「償却費として損金経理をした金額」には、基本通達 7-5-1 又は 7-5-2 の取扱いにより償却費とし</p>	<p>42 の 13-7 法人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合の当該資本的支出に係る金額は、42 の 13-10 ただし書の適用があるものを除き、<u>措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イ</u>に掲げる金額（以下「国内設備投資額」という。）に含まれるものとする。</p> <p>（圧縮記帳をした国内資産の取得価額）</p> <p>42 の 13-8 法人の有する国内資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合における<u>措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イ</u>の「国内資産……で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額」は、その圧縮記帳前の実際の取得価額（42 の 13-10 ただし書の適用があるものにあつては、その圧縮記帳前の実際の取得価額から同通達の「当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額」を控除した金額）によるものとする。</p> <p>（贈与による取得があつたものとされる場合の適用除外）</p> <p>42 の 13-9 <u>措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イ</u>の規定により、贈与による取得は同号イの取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>（償却費として損金経理をした金額）</p> <p>42 の 13-10 <u>措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号ロ</u>の「償却費として損金経理をした金額」には、基本通達 7-5-1 又は 7-5-2 の取扱いにより償却費とし</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</p> <p>.....</p>	<p>て損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</p> <p>.....</p>

十八 第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>43 の 3-8 措置法第 43 条の 3 第 1 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (以下「中小判定」という。) は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び当該被災代替資産等を事業の用に供した日の現況による。</p> <p>(2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人 (次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。) の当該イ及びロの日の現況による。</p> <p>イ 当該通算法人が同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日</p> <p>ロ 当該通算法人が当該被災代替資産等を事業の用に供した日</p> <p>ハ 当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p>(注) 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>43 の 3-8 措置法第 43 条の 3 第 1 項の規定の適用上、法人が同条第 2 項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>

十九 第 44 条の 2 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44 の 2-1 措置法第 44 条の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が<u>措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号</u>に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (以下「中小判定」という。) は、<u>次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日及び当該特定事業継続力強化設備等を事業の用に供した日の現況による。</u></p> <p>(2) <u>通算法人 当該通算法人及び他の通算法人 (次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。) の当該イ及びロの日の現況による。</u></p> <p>イ <u>当該通算法人が同項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日</u></p> <p>ロ <u>当該通算法人が当該特定事業継続力強化設備等を事業の用に供した日</u></p> <p>ハ <u>当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p>ニ <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>44 の 2-1 措置法第 44 条の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が<u>同項の措置法第 42 条の 4 第 8 項第 7 号</u>に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (同項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>

二十 第 44 条の 4 (環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 44 条の 4 (環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却) 関係</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(圧縮記帳をした環境負荷低減事業活動用資産の取得価額)</u></p> <p>44の4-1 <u>措置法令第28条の7第2項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

二十一 第45条((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(生産等設備等の範囲)</u></p> <p>45-1 <u>措置法令第28条の9第2項各号及び第10項に規定する生産等設備は、措置法第45条第1項の表の各号の第3欄に掲げる製造業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第28条の9第4項、第6項若しくは第9項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>同条第20項、第22項、第24項又は第26項に規定する設備についても、同様とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>(生産等設備等の範囲)</u></p> <p>45-1 <u>措置法令第28条の9第2項各号に規定する生産等設備は、措置法第45条第1項の表の第1号から第3号までの第2欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第28条の9第3項、第6項若しくは第8項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>同条第15項、第17項、第19項又は第21項に規定する設備についても、同様とする。</u></p> <p><u>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</u></p> <p>45-2 <u>法人が措置法第45条第1項に規定する工業用機械等(以下「工業用機械等」という。)の取得(製作又は建設を含む。以下同じ。)をし事業の用に供</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p><u>45-2</u> 措置法令第 28 条の 9 第 2 項各号又は第 10 項の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第 45 条第 1 項又は第 2 項に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（当該他の特別償却等の規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定を含む。以下同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。</p> <p><u>措置法令第 28 条の 9 第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号又は第 26 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第 45 条第 3 項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについても、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p>	<p><u>した地区又は地域が同項の表の 2 以上の号の第 1 欄に掲げる地区又は地域に該当する場合には、当該法人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したもものとして同項の規定を適用することができることに留意する。</u></p> <p><u>法人が同条第 2 項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下同じ。）をし事業の用に供した地区が同項の表の 2 以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様とする。</u></p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p><u>45-2 の 2</u> 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ若しくはロ若しくは同項第 2 号の一の生産等設備又は同条第 28 条の 9 第 15 項各号、第 17 項各号、第 19 項各号若しくは第 21 項各号の一の設備で、<u>これら</u>を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第 45 条第 1 項又は同条第 2 項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等設備又は<u>当該一の設備</u>を構成する減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（当該他の特別償却等の規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定を含む。以下同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円又は 500 万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 1 号ロ若しくは第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号若しくは第 26 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>45-4 措置法第 45 条第 1 項の規定による特別償却の対象となる同項に規定する工業用機械等（以下「工業用機械等」という。）は、生産等設備の新設又は増設に伴って取得（製作又は建設を含む。以下同じ。）をした工業用機械等を行うのであるから、当該新設又は増設に伴って取得をしたものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該法人の他の工場、作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。</p>	<p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は同項第 2 号の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 1 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は同条第 15 項各号、第 17 項各号、第 19 項各号若しくは第 21 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p><u>(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)</u></p> <p>45-4 <u>工業用機械等又は産業振興機械等には、措置法第 65 条の 7 の規定による圧縮記帳の適用を受けたこと等により措置法第 45 条の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>45-5 措置法第 45 条第 1 項の規定による特別償却の対象となる工業用機械等は、工業生産設備等の新設又は増設に伴って取得をした工業用機械等を行うのであるから、当該新設又は増設に伴って取得をしたものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該法人の他の工場、作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>同条第2項に規定する中小規模法人（以下「中小規模法人」という。）以外の法人が取得等（同項に規定する取得等をいう。以下同じ。）をした同項の規定による特別償却の対象となる同項に規定する旅館業用建物等（以下「旅館業用建物等」という。）又は同条第3項の規定による割増償却の対象となる同項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）についても、同様とする。</p> <p>（新增設の範囲）</p> <p><u>45-5</u> ……………</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、<u>その代替設備として取得をした工業用機械等</u></p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) 同項の表の各号の<u>第2欄に掲げる区域</u>において他の者が同表の各号の<u>第3欄</u>に掲げる事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業用機械等</p> <p>(註) 本文の取扱いは、<u>中小規模法人以外の法人が取得等をした建物及びその附属設備が同条第2項に規定する新設若しくは増設に係る同項の設備を構成する旅館業用建物等に該当するかどうか又は中小規模法人以外の法人が取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が同条第3項に規定する新設若しくは増設に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</u></p> <p>（工場用等の建物及びその附属設備の意義）</p> <p><u>45-6</u> 措置法第45条第1項の表の第2号の第4欄及び措置法令第28条の9第5項第2号の<u>工場用の建物及びその附属設備</u>には、次に掲げる建物及びその附属</p>	<p>同条第2項に規定する中小規模法人（以下「中小規模法人」という。）以外の法人が取得等をした同項の規定による割増償却の対象となる産業振興機械等についても、同様とする。</p> <p>（新增設の範囲）</p> <p><u>45-5の2</u> ……………</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため<u>その代替設備として取得をした工業用機械等</u></p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) 同項の表の各号の<u>第1欄に掲げる地区又は地域</u>において他の者が同項の表の各号の<u>第2欄</u>に掲げる事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業用機械等</p> <p>(註) 本文の取扱いは、中小規模法人以外の法人が取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、<u>同条第2項に規定する新設又は増設に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</u></p> <p>（工場用等の建物及びその附属設備の意義）</p> <p><u>45-6</u> 措置法第45条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>設備が含まれるものとする。</p> <p><u>同号及び同条第7項の作業場用の建物及びその附属設備</u>についても、同様とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(工場用、作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45-7 一の建物が工場用、作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用、作業場用等に供されている部分について措置法第45条第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>45-7の2 <u>措置法令第28条の9第5項第1号イ(1)</u>に規定する開発研究(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>45-7の3 <u>措置法令第28条の9第5項第1号イ(1)</u>の「専ら開発研究(……)の</p>	<p><u>措置法令第28条の9第5項及び第7項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備</u>についても、同様とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(工場用、作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45-7 一の建物が工場用、作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用、作業場用等に供されている部分について措置法第45条第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によること<u>に取り扱う</u>。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>45-7の2 <u>措置法令第28条の9第4項第1号イ</u>に規定する開発研究(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>45-7の3 <u>措置法令第28条の9第4項第1号イ</u>の「専ら開発研究(……)の用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>45-7の4 法人が、その取得をした器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45-8 措置法第45条第1項の表の各号の第4欄に掲げる建物の附属設備及び措置法令第28条の9第5項第2号に規定する建物の附属設備はこれらの建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られ、措置法第45条第2項及び第3項に規定する建物の附属設備はこれらの建物とともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>45-9 措置法第45条の規定の適用上、同条第1項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。</p> <p>同条第2項に規定する一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額</p>	<p>に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>45-7の4 法人が、その取得をした措置法第45条第1項の表の第1号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45-8 措置法第45条第1項の表の各号の第3欄に掲げる建物の附属設備は当該建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られ、同条第2項に規定する建物の附属設備は当該建物とともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>45-9 措置法第45条の適用上、同条第1項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が20億円又は10億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第28条の9第2項第1号イ若しくは第2号の一の生産等設備でこ</p>

改 正 後

の合計額が 10 億円を超えるかどうか、措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ若しくは第 2 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか、同項第 1 号ロ若しくは第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号若しくは第 26 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

45-10 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が 20 億円を超えるものを 2 以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 20 億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第 45 条第 1 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。

(算式)

$$\left[20 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額 (注)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}}$$

一の生産等設備を構成する旅館業用建物等でその取得価額の合計額が 10 億

改 正 前

れを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 1 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は同条第 15 項各号、第 17 項各号、第 19 項各号若しくは第 21 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

45-10 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が 20 億円又は 10 億円を超えるものを 2 以上の事業年度（それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度）において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 20 億円又は 10 億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第 45 条第 1 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。

(算式)

$$\left[20 \text{ 億円} \text{ 又 } \text{は } 10 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度 (注 1) において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額 (注 2)}}{\text{超過事業年度前の各事業年度 (注 1) において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}}$$

改 正 後	改 正 前
<p><u>円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合について</u> <u>も、同様とする。</u></p> <p>(注)</p> <p>.....</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>45-11 法人<u>（措置法第45条第1項の規定を適用する場合にあっては、同項の表</u> <u>の各号の第1欄に掲げる事業者（以下「認定事業者」という。）であるものに</u> <u>限る。）が同表の各号の第2欄に掲げる区域、同条第2項に規定する離島の地</u> <u>域又は同条第3項の表の各号の上欄に掲げる地区内（以下「特定地域内」とい</u> <u>う。）において行う事業が同条第1項の表の各号の第3欄に掲げる事業、同条</u> <u>第2項に規定する旅館業又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下</u> <u>「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所</u> <u>ごとに判定する。この場合において、協同組合等（同条第1項の規定を適用す</u> <u>る場合にあっては、認定事業者であるものに限る。）が同条第1項の表の各号</u> <u>の第2欄に掲げる区域又は同条第3項の表の各号の上欄に掲げる地区内におい</u> <u>て同条第1項の表の各号の第3欄又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる事</u> <u>業（以下「製造業等」という。）を営むその組合員の共同的施設として工業用</u> <u>機械等の取得又は産業振興機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等又</u> <u>は産業振興機械等は製造業等の用に供されているものとする。</u></p> <p>(注)1 例えば建設業を営む法人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所 を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材 料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定 事業に係る製造業に該当する。</p>	<p>(注)1 <u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度と</u> <u>する。以下注書2において同じ。</u></p> <p>2 </p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>45-11 法人が<u>措置法第45条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区若しくは</u> <u>地域内又は同条第2項の表の各号の上欄に掲げる地区内（以下「特定地域内」</u> <u>という。）において行う事業が同条第1項の表の各号の第2欄又は同条第2項</u> <u>の表の各号の中欄に掲げる事業（以下「指定事業」という。）に該当するかど</u> <u>うかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協</u> <u>同組合等が当該特定地域内において指定事業を営むその組合員の共同的施設と</u> <u>して工業用機械等の取得又は産業振興機械等の取得等をしたときは、当該工業</u> <u>用機械等又は産業振興機械等は指定事業の用に供されているものとする。</u></p> <p>(注)1 例えば建設業を営む法人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所 を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材 料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定 事業に係る<u>製造の事業又は製造業</u>に該当する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2</p> <p>(製造業等の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 法人(措置法第45条第1項の規定を適用する場合にあっては、認定事業者であるものに限る。)が、自己の下請業者で同項の表の各号の第2欄に掲げる区域又は同条第3項の表の各号の上欄に掲げる地区内において製造業等を営む者に対し、その製造業等の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が下請業者の当該区域又は地区内において営む製造業等と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該法人の営む製造業等の用に供したものと取り扱う。</p> <p>⑥ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同条第1項の表の第1号若しくは第2号の第3欄又は第3項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p>(中小規模法人であるかどうか等の判定の時期)</p> <p>45-13 措置法第45条第2項又は第3項の規定の適用上、法人が中小規模法人に該当するかどうかの判定(①に掲げる法人にあっては措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を、②に掲げる法人にあっては同号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を、それぞれ除く。以下「中小判定」という。)は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p>	<p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 法人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>⑥ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第45条第1項の表の第1号若しくは第2号の第2欄に掲げる製造の事業又は同条第2項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p>(中小規模法人であるかどうか等の判定)</p> <p>45-13 措置法第45条第2項の規定の適用上、法人が中小規模法人に該当するかどうかの判定(措置法第42条の4第8項第8号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p>措置法令第28条の9第15項第1号イ及びロ、第17項第1号イ及びロ、第19項第1号イ及びロ並びに第21項第1号イ及びロの「資本金の額等」の判定についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>通算法人以外の法人</u> 当該法人の旅館業用建物等又は産業振興機械等の取得等をした日及び当該旅館業用建物等又は産業振興機械等を措置法第 45 条第 2 項に規定する旅館業又は同条第 3 項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下「旅館業等」という。）の用に供した日の現況による。</p> <p>(2) <u>通算法人</u> 当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。</p> <p>イ 当該通算法人が旅館業用建物等又は産業振興機械等の取得等をした日</p> <p>ロ 当該通算法人が当該旅館業用建物等又は産業振興機械等を旅館業等の用に供した日</p> <p>ハ 当該通算法人の同条第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p>(註) 1 <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人</u> のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p> <p>2 <u>本文及び注書 1 の取扱いは、当該法人が措置法令第 28 条の 9 第 20 項第 1 号イ及びハ、第 22 項第 1 号イ及びハ、第 24 項第 1 号イ及びハ並びに第 26 項第 1 号イ及びハに掲げる法人に該当するかどうかの判定について準用する。</u></p>	

二十二 旧第 46 条（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 46 条（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>46-1 削 除</u>
(廃 止)	<u>(公共職業安定所の長の証明)</u> <u>46-2 措置法令第 29 条の公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該事業年度の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく提示できるよう保存しておくものとする。</u>
(廃 止)	<u>46-3 削 除</u>
(廃 止)	<u>(常時雇用する者の判定)</u> <u>46-4 措置法令第 29 条第 2 項から第 5 項までに規定する常時雇用する者かどうかは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であるかどうかにより判定する。</u>
(廃 止)	<u>(短時間労働者等の意義)</u> <u>46-5 措置法令第 29 条第 2 項、第 3 項第 1 号及び第 5 項に規定する短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である労働者をいい、同条第 3 項第 3 号に規定する対象障害者である短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である対象障害者をいい、同項第 4 号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である重度身体障害者又は重度知的障害者をいう。</u>

二十三 第 46 条 ((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 46 条</u> 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却） 関係</p> <p>（特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲）</p> <p><u>46-1</u> 措置法第 46 条第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>	<p><u>第 46 条の 2</u> 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）関係</p> <p>（特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲）</p> <p><u>46 の 2-1</u> 措置法第 46 条の 2 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>

二十四 第 46 条の 2（輸出事業用資産の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 46 条の 2</u> 《輸出事業用資産の割増償却）関係</p> <p>（特別償却の対象となる建物の附属設備）</p> <p><u>46 の 2-1</u> 措置法第 46 条の 2 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

二十五 第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（積立限度超過額の認容）</p> <p><u>52 の 3-1</u> 法人が、特別償却対象資産（措置法第 52 条の 2 第 2 項に規定する特別償却対象資産をいう。以下同じ。）に係る特別償却準備金の金額を<u>取り崩し</u></p>	<p>（積立限度超過額の認容）</p> <p><u>52 の 3-1</u> 法人が、特別償却対象資産（措置法第 52 条の 2 第 2 項に規定する特別償却対象資産をいう。以下同じ。）に係る特別償却準備金<u>（連結事業年度に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>て収益として計上した場合において、その<u>収益として計上した金額</u>が措置法第52条の3第5項又は第6項第1号若しくは第2号の規定により当該特別償却対象資産について益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は<u>同項第3号の任意の取崩額</u>に該当することに留意する。この場合において、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金として計上していた金額のうち積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について、既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において<u>損失として計上したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52の3-3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。)が措置法第52条の3第15項、第17項、第20項又は第23項の規定により特別償却準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。)の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該特別償却準備金に係る<u>同条第5項の規定の適用</u>については、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下同じ。)において当該特別償却準備金が積み立てられた事業年度と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等において積み立てられた事業年度に当該合併法人等が自ら積み立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p>	<p>において積み立てた特別償却準備金を含む。以下52の3-3において同じ。)の金額を<u>益金の額に算入</u>した場合において、その<u>益金の額に算入した金額</u>が措置法第52条の3第5項の規定により当該特別償却対象資産について益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は、<u>同条第6項第3号に規定する任意の取崩額</u>に該当することに留意する。この場合において、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金として計上していた金額のうち積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について、既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において<u>損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52の3-3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。)が措置法第52条の3第15項、第17項、第20項又は第23項の規定(同法第68条の41第15項、第17項、第20項又は第23項の規定を含む。)により特別償却準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。)の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該特別償却準備金に係る<u>措置法第52条の3第5項の規定の適用</u>については、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下同じ。)において当該特別償却準備金が積み立てられた事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下同じ。)</u>と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等において積み立てられた事業年度に当該合併法人等が自ら積み立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p><u>当該適格合併等の日を含む連結事業年度後の事業年度における特別償却準備</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</u>

二十六 第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57 の 8(共)－2 海外投資等損失準備金、<u>中小企業事業再編投資損失準備金</u>等の準備金で損金経理の方法により積み立てられたものと剰余金の処分の方法により積み立てられたものとを有する法人が、その準備金の積立方式の統一を図るため、例えば、損金経理の方法により積み立てられた準備金の全部を取り崩して益金の額に算入するとともに同額(措置法の規定により取り崩して益金の額に算入すべき金額を除く。)を剰余金の処分の方法により準備金として積み立てる経理をした場合において、その経理をしたことが合併に伴う合併法人と被合併法人の準備金の積立方式の不統一を改める等合理的な理由によるものであるときは、その準備金は、当初からその統一後の積立方式によって積み立てられていたものとして取り扱う。</p> <p>(注)</p>	<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57 の 8(共)－2 海外投資等損失準備金、<u>特定災害防止準備金</u>等の準備金で損金経理の方法により積み立てられたものと剰余金の処分の方法により積み立てられたものとを有する法人が、その準備金の積立方式の統一を図るため、例えば、損金経理の方法により積み立てられた準備金の全部を取り崩して益金の額に算入するとともに同額(措置法の規定により取り崩して益金の額に算入すべき金額を除く。)を剰余金の処分の方法により準備金として積み立てる経理をした場合において、その経理をしたことが合併に伴う合併法人と被合併法人の準備金の積立方式の不統一を改める等合理的な理由によるものであるときは、その準備金は、当初からその統一後の積立方式によって積み立てられていたものとして取り扱う。</p> <p>(注)</p>

二十七 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(分割払込みをした場合の積立ての時期等)</p> <p>55－4 海外投資等損失準備金勘定の積立ては特定株式等を取得した事業年度に係る準備金として積み立てられるのであるが、その取得が払込みによるもので</p>	<p>(分割払込みをした場合の積立ての時期等)</p> <p>55－4 海外投資等損失準備金勘定の積立ては特定株式等を取得した事業年度に係る準備金として積み立てられるのであるが、その取得が払込みによるもので</p>

改 正 後	改 正 前
<p>あり、かつ、当該払込みが2以上の事業年度にわたって分割して行われるものである場合には、それぞれその払込みをした事業年度に係る準備金としてその払込みをした金額を基礎としてその積立てを行うものとする。</p> <p>(海外投資等損失準備金の経理)</p> <p>55-7 海外投資等損失準備金の金額は、原則として、その積立事業年度（措置法第55条第3項に規定する積立事業年度をいう。以下同じ。）の翌事業年度から5年間据え置き、5年を経過した事業年度から更に5年間で均分して取り崩すこととなるのであるから、積立事業年度別に海外投資等損失準備金の残額及び取崩しの状況を補助簿等において明確に経理するものとする。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7の2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下55-7の2において同じ。）が措置法第55条第10項、第13項、第17項又は第21項の規定により海外投資等損失準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該海外投資等損失準備金に係る同条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下同じ。）において当該海外投資等損失準備金が積み立てられた事業年度と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等において積み立てられた事業年度に当該合併法人</p>	<p>あり、かつ、当該払込みが2以上の事業年度（<u>それらの事業年度のうち連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度</u>）にわたって分割して行われるものである場合には、それぞれその払込みをした事業年度に係る準備金としてその払込みをした金額を基礎としてその積立てを行うものとする。</p> <p>(海外投資等損失準備金の経理)</p> <p>55-7 海外投資等損失準備金（<u>連結事業年度において積み立てた海外投資等損失準備金を含む。以下同じ。</u>）の金額は、原則として、その積立事業年度（措置法第55条第3項に規定する積立事業年度をいう。以下同じ。）の翌事業年度から5年間据え置き、5年を経過した事業年度から更に5年間で均分して取り崩すこととなるのであるから、積立事業年度別に海外投資等損失準備金の残額及び取崩しの状況を補助簿等において明確に経理するものとする。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7の2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下55-7の2において同じ。）が措置法第55条第11項、第14項、第18項又は第22項の規定（<u>同法第68条の43第10項、第12項、第15項又は第18項の規定を含む。</u>）により海外投資等損失準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下55-7の2において同じ。）の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該海外投資等損失準備金に係る措置法第55条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下55-7の2において同じ。）において当該海外投資等損失準備金が積み立てられた事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11 海外投資等損失準備金を積み立てている法人が、各事業年度において当該準備金に係る特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合（措置法第55条第4項第5号括弧書の規定により除くこととされている場合に該当する場合を除く。55-12及び55-14において同じ。）において、同号の規定により取り崩すこととなる海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度前の事業年度から引き続き有している当該特定法人の株式等及び当該事業年度において取得した当該特定法人の株式等のうち特定株式等に該当しないものの帳簿価額を減額した部分の金額に限るものとし、当該事業年度に取得した特定株式等の帳簿価額を減額した部分の金額は同条第1項の規定により当該事業年度における積立限度額の計算上控除することに留意する。</p> <p>(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)</p> <p>55-14 法人が、当該事業年度前の事業年度から引き続き有している特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合には、当該株式等のうちに海外投資等損失準備金の設定の基礎としなかった株式等があるときにおいても、当該減額した日における海外投資等損失準備金の金額のうち当該減額した金額に達する</p>	<p>業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下55-7の2において同じ。）と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等において積み立てられた事業年度に当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p><u>当該適格合併等の日を含む連結事業年度後の事業年度における海外投資等損失準備金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</u></p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11 海外投資等損失準備金を積み立てている法人が、各事業年度において当該準備金に係る特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合（措置法第55条第4項第5号括弧書の規定により除くこととされている場合に該当する場合を除く。55-12及び55-14において同じ。）において、同号の規定により取り崩すこととなる海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から引き続き有している当該特定法人の株式等及び当該事業年度において取得した当該特定法人の株式等のうち特定株式等に該当しないものの帳簿価額を減額した部分の金額に限るものとし、当該事業年度に取得した特定株式等の帳簿価額を減額した部分の金額は同条第1項の規定により当該事業年度における積立限度額の計算上控除することに留意する。</p> <p>(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)</p> <p>55-14 法人が、当該事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から引き続き有している特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合には、当該株式等のうちに海外投資等損失準備金の設定の基礎としなかった株式等があるときにおいても、当該減額した</p>

改 正 後	改 正 前
<p>までの金額は、措置法第 55 条第 4 項第 5 号の規定により益金の額に算入しなければならないことに留意する。</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人が適格合併により解散した場合には、措置法第 55 条第 4 項第 4 号括弧書の規定により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩すことを要しないのであるが、当該適格合併に係る措置法令第 32 条の 2 第 14 項に規定する合併法人等が特定法人でないとき(当該適格合併が法第 61 条の 2 第 2 項に規定する金銭等不交付合併でないときを含む。)は同号及び措置法令第 32 条の 2 第 15 項の規定により当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併直前において特定法人でないこととなったものとみなして海外投資等損失準備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>日における海外投資等損失準備金の金額のうち当該減額した金額に達するまでの金額は、措置法第 55 条第 4 項第 5 号の規定により益金の額に算入しなければならないことに留意する。</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人が適格合併により解散した場合には、措置法第 55 条第 4 項第 4 号括弧書の規定により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩すことを要しないのであるが、当該適格合併に係る措置法令第 32 条の 2 第 13 項に規定する合併法人等が特定法人でないとき(当該適格合併が法第 61 条の 2 第 2 項に規定する金銭等不交付合併でないときを含む。)は同号及び措置法令第 32 条の 2 第 14 項の規定により当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併直前において特定法人でないこととなったものとみなして海外投資等損失準備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。</p> <p>55-17 削 除</p> <p><u>(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</u></p> <p>55-18 措置法第 55 条第 6 項に規定する「当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき」には、当該法人が次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に掲げる事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときがこれに含まれることに留意する。ただし、法人が、それぞれ次に掲げる事業年度 ((1)の事業年度を除く。)につき、法第 122</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>条第2項第5号、第6号又は第8号に規定する提出期限までに同条第1項の青色申告書の提出の承認申請を行い、当該事業年度につき法第121条に規定する青色申告に係る承認（以下「青色申告の承認」という。）を受けた場合には、措置法第55条第6項の規定の適用はない。</u></p> <p>(1) <u>法第4条の5第1項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合</u> 最後の連結事業年度の翌事業年度</p> <p>(2) <u>法第4条の5第2項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合</u> 最後の連結事業年度の翌事業年度</p> <p>(3) <u>法第4条の5第3項の承認を受けた場合</u> 最後の連結事業年度の翌事業年度</p>

二十八 第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第56条</u>（中小企業事業再編投資損失準備金）関係</p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定）</p> <p><u>56-1</u> <u>措置法第56条第1項</u>の規定は、法人が同項に規定する株式等（以下「株式等」という。）の同項に規定する取得（以下「取得」という。）後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、同項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）である場合でなければ適用がないことに留意する。</p> <p>(ロ) <u>1</u> 当該事業年度後の事業年度においては、中小企業者でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、同項の中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。</p>	<p><u>第55条の2</u>（中小企業事業再編投資損失準備金）関係</p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定）</p> <p><u>55の2-1</u> <u>措置法第55条の2第1項</u>の規定は、法人が同項に規定する株式等（以下「株式等」という。）の同項に規定する取得（以下「取得」という。）後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、同項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）である場合でなければ適用がないことに留意する。</p> <p>(ロ) 当該事業年度後の事業年度においては、中小企業者でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、同項の中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2</u> 本文及び注1の取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度についても、同様とする。</p> <p>(評価減の額の区分)</p> <p><u>56-2</u> 法人が、各事業年度において措置法第56条第1項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)の株式等の帳簿価額を減額した場合において、当該特定法人の株式等が同項に規定する特定株式等(以下「特定株式等」という。)とその他の株式等から成っているときは、当該事業年度に取得した特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額は、次により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特定法人が2以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算)</p> <p><u>56-3</u> 法人が中小企業事業再編投資損失準備金への積立てを2以上の特定法人の株式等について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの特定法人について設けられているのであるから、措置法第56条第2項又は第3項(第6号を除く。)の規定による益金算入額は各特定法人ごとに計算することに留意する。</p> <p>(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の中小企業事業再編投資損失準備金の特例)</p> <p><u>56-4</u> 法人が、中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の帳</p>	<p>(評価減の額の区分)</p> <p><u>55の2-2</u> 法人が、各事業年度において措置法第55条の2第1項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)の株式等の帳簿価額を減額した場合において、当該特定法人の株式等が同項に規定する特定株式等(以下「特定株式等」という。)とその他の株式等から成っているときは、当該事業年度に取得した特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額は、次により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特定法人が2以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算)</p> <p><u>55の2-3</u> 法人が中小企業事業再編投資損失準備金への積立てを2以上の特定法人の株式等について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの特定法人について設けられているのであるから、措置法第55条の2第2項又は第3項(第6号を除く。)の規定による益金算入額は各特定法人ごとに計算することに留意する。</p> <p>(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の中小企業事業再編投資損失準備金の特例)</p> <p><u>55の2-4</u> 法人が、中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>簿価額を減額するとともに、その中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合において、当該特定法人の株式等のその減額をした後の帳簿価額が時価を下回る等のため損金の額に算入されない部分の金額があることによりその取り崩した金額が<u>措置法第 56 条第 3 項</u>の規定により取り崩して益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える部分の金額は取崩しなかったものとし、当該金額に相当する法人計算外の中小企業事業再編投資損失準備金の金額があるものとして取り扱う。</p> <p>(中小企業事業再編投資損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)</p> <p>56-5 法人が、当該事業年度前の事業年度から引き続き有している特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合には、当該株式等のうちに中小企業事業再編投資損失準備金の設定の基礎としなかった株式等があるときにおいても、その減額した日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額した金額に達するまでの金額は、<u>措置法第 56 条第 3 項第 5 号</u>の規定により益金の額に算入しなければならないことに留意する。</p> <p>(廃 止)</p>	<p>の帳簿価額を減額するとともに、その中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合において、当該特定法人の株式等のその減額をした後の帳簿価額が時価を下回る等のため損金の額に算入されない部分の金額があることによりその取り崩した金額が<u>措置法第 55 条の 2 第 3 項</u>の規定により取り崩して益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える部分の金額は取崩しなかったものとし、当該金額に相当する法人計算外の中小企業事業再編投資損失準備金の金額があるものとして取り扱う。</p> <p>(中小企業事業再編投資損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)</p> <p>55 の 2-5 法人が、当該事業年度前の事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>から引き続き有している特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合には、当該株式等のうちに中小企業事業再編投資損失準備金の設定の基礎としなかった株式等があるときにおいても、その減額した日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額した金額に達するまでの金額は、<u>措置法第 55 条の 2 第 3 項第 5 号</u>の規定により益金の額に算入しなければならないことに留意する。</p> <p><u>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</u></p> <p>55 の 2-6 <u>中小企業事業再編投資損失準備金(連結事業年度において積み立てた中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)の額の益金算入等については、55-18 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 56 条 《特定災害防止準備金》関係
(廃 止)	<u>《積立限度超過額の認容》</u>
	<p>56-1 <u>法人が特定災害防止準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第 56 条第 2 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第 3 項第 6 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた特定災害防止準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>《損金の額に算入されなかった特定災害防止準備金がある場合》</u></p> <p>56-2 <u>法人が特定災害防止準備金を積み立てている特定廃棄物最終処分場(措置法第 56 条第 1 項に規定する特定廃棄物最終処分場をいう。)について、既に積み立てた特定災害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第 2 項に規定する「維持管理を行う場合において、同法第 8 条の 5 第 6 項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により益金の額に算入する金額は、損金算入により積み立てられた特定災害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした維持管理積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>《海外投資等損失準備金の取扱いの準用》</u></p> <p>56-3 <u>特定災害防止準備金(連結事業年度において積み立てた特定災害防止準備</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>金を含む。)の額の益金算入等については、55-18の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u>

三十 第57条の4《原子力発電施設解体準備金》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</u>
	<u>57の4-1 原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた原子力発電施設解体準備金を含む。)の額の益金算入等については、55-18及び56-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u>
<u>(積立限度超過額の認容)</u>	(新 設)
<u>57の4-1 法人が原子力発電施設解体準備金勘定の金額を取り崩して収益として計上した場合において、その収益として計上した金額が措置法第57条の4第3項、第4項又は第5項第1号から第4号までの規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同項第5号の任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた原子力発電施設解体準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損失として計上したときは、その計算を認めるものとする。</u>	

三十一 第57条の4の2《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(損金の額に算入されなかった特定原子力施設炉心等除去準備金がある場合)</u></p> <p><u>57の4の2-1</u> 法人が特定原子力施設炉心等除去準備金を積み立てている特定原子力施設(措置法第57条の4の2第1項に規定する特定原子力施設をいう。)について、既に積み立てた特定原子力施設炉心等除去準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同項に規定する炉心等除去費用の額を支出したときの同条第2項の規定により益金の額に算入する金額は、損金経理の方法により積み立てられた特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうち同項に規定する支出した金額に達するまでの金額であることに留意する。</p> <p>(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>57の4の2-2</u> 特定原子力施設炉心等除去準備金の額の益金算入等については、<u>57の4-1</u>の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の4の2-1</u> 特定原子力施設炉心等除去準備金(連結事業年度において積み立てた特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。)の額の益金算入等については、<u>55-18</u>、<u>56-1</u>及び<u>56-2</u>の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

三十二 第57条の5(保険会社等の異常危険準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金)</p> <p><u>57の5-5</u> 損害保険会社の各事業年度における異常危険準備金の積立額が限度額を超えているために損金の額に算入されなかった金額は、当該事業年度後の各事業年度における異常危険準備金の積立額が限度額に達しない場合においても、これを損金の額に算入しない。</p>	<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金)</p> <p><u>57の5-5</u> 損害保険会社の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における異常危険準備金(連結事業年度において積み立てた異常危険準備金を含む。以下同じ。)の積立額が限度額を超えているために損金の額に算入されなかった金額は、当該事業年度後の各事業年度における異常危険準備金の積立額が限度額に達しない場合においても、これを</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用)</p> <p>57 の 5-7 異常危険準備金の<u>額の益金算入等</u>については、<u>57 の 4-1</u>の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>損金の額に算入しない。</p> <p>(特定災害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>57 の 5-7 異常危険準備金の<u>積立額の損金算入等</u>については、<u>56-1</u>の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

三十三 第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(保険会社等の異常危険準備金の取扱いの準用)</p> <p>57 の 6-1 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の積立額の損金算入等については、57 の 5-5 から 57 の 5-7 までの取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(保険会社等の異常危険準備金の取扱いの準用)</p> <p>57 の 6-1 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金(<u>連結事業年度において積み立てた原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。</u>)の積立額の損金算入等については、57 の 5-5 から 57 の 5-7 までの取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

三十四 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金の均分取崩し)</p> <p>57 の 7-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金の措置法第 57 条の 7 第 4 項の規定による均分取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(適格合併等により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金の均分取崩し)</p> <p>57 の 7-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金(<u>連結事業年度において積み立てた関西国際空港用地整備準備金を含む。以下同じ。</u>)の措置法第 57 条の 7 第 4 項の規定による均分取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用</u>)</p> <p>57 の 7-2 関西国際空港用地整備準備金の額の益金算入等については、<u>57 の 4-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(<u>海外投資等損失準備金の取扱い等の準用</u>)</p> <p>57 の 7-2 関西国際空港用地整備準備金の額の益金算入等については、<u>55-18</u> 及び <u>56-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

三十五 第 57 条の 7 の 2 ((中部国際空港整備準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>適格合併等により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金の均分取崩し</u>)</p> <p>57 の 7 の 2-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金の措置法第 57 条の 7 の 2 第 3 項の規定による均分取崩しについては、<u>55-7</u> の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(<u>原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用</u>)</p> <p>57 の 7 の 2-2 中部国際空港整備準備金の額の益金算入等については、<u>57 の 4-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(<u>適格合併等により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金の均分取崩し</u>)</p> <p>57 の 7 の 2-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金(<u>連結事業年度において積み立てた中部国際空港整備準備金を含む。以下同じ。)</u> の措置法第 57 条の 7 の 2 第 3 項の規定による均分取崩しについては、<u>55-7</u> の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(<u>海外投資等損失準備金の取扱い等の準用</u>)</p> <p>57 の 7 の 2-2 中部国際空港整備準備金の額の益金算入等については、<u>55-18</u> 及び <u>56-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

三十六 第 57 条の 8 ((特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>準備金設定特定船舶を賃貸した場合の取崩し</u>)</p> <p>57 の 8-6 法人が特別修繕準備金勘定を設けている特定船舶を賃貸した場合において、その契約により賃借人が当該特定船舶の特別の修繕のために要する費用を負担することを定めているときは、準備金設定特定船舶について特別の修</p>	<p>(<u>準備金設定特定船舶を賃貸した場合の取崩し</u>)</p> <p>57 の 8-6 法人が特別修繕準備金勘定(<u>連結事業年度において積み立てた特別修繕準備金勘定を含む。以下同じ。)</u> を設けている特定船舶を賃貸した場合において、その契約により賃借人が当該特定船舶の特別の修繕のために要する費用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>繕を行わないこととなったものとして措置法第 57 条の 8 第 5 項第 2 号の規定により当該特定船舶に係る特別修繕準備金勘定の金額を取り崩すものとする。</p> <p>(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用)</p> <p>57 の 8-8 特別修繕準備金の額の益金算入等については、<u>57 の 4-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>を負担することを定めているときは、準備金設定特定船舶について特別の修繕を行わないこととなったものとして措置法第 57 条の 8 第 5 項第 2 号の規定により当該特定船舶に係る特別修繕準備金勘定の金額を取り崩すものとする。</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 8-8 特別修繕準備金の額の益金算入等については、<u>55-18 及び 56-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

三十七 第 57 条の 9 ((中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>57 の 9-2 措置法令第 33 条の 7 第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間内に開始した各事業年度において貸倒引当金を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。</p>	<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>57 の 9-2 措置法令第 33 条の 7 第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間内に開始した各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>において貸倒引当金を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。</p>

三十八 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58-6 採掘所得金額を計算する場合の益金の額は、措置法令第 34 条第 2 項又は第 11 項に定める収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、<u>引当金又は準備金の益金算入額のうちそ</u></p>	<p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58-6 採掘所得金額を計算する場合の益金の額は、措置法令第 34 条第 2 項又は第 11 項に定める収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、<u>貸倒引当金、海外投資等損失準備金等の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の引当金又は準備金を繰り入れた事業年度において採掘所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(共通損金の区分基準の継続)</p> <p>58-11 鉱業と鉱業以外の業とに共通する損金の額又はその区分が明らかでない損金の額の区分計算について適用した基準は、その後の事業年度においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し)</p> <p>58-15 適格合併、適格分割又は適格現物出資により引継ぎを受けた探鉱準備金又は海外探鉱準備金の措置法第 58 条第 4 項の規定による取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用)</p> <p>58-17 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の額の益金算入等については、<u>57 の 4-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p><u>引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において採掘所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(共通損金の区分基準の継続)</p> <p>58-11 鉱業と鉱業以外の業とに共通する損金の額又はその区分が明らかでない損金の額の区分計算について適用した基準は、その後の事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し)</p> <p>58-15 適格合併、適格分割又は適格現物出資により引継ぎを受けた探鉱準備金又は海外探鉱準備金<u>（連結事業年度において積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。以下同じ。）</u>の措置法第 58 条第 4 項の規定による取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>58-17 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の額の益金算入等については、<u>55-18 及び 56-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>